

規制改革推進3か年計画（改定）

平成14年3月29日
閣議決定

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）の改定に当たっては、医療、福祉・保育等、人材（労働）、教育、環境、都市再生を重点分野とする「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月11日総合規制改革会議。以下「第1次答申」という。）を最大限に尊重する旨の閣議決定（平成13年12月18日）を踏まえ、第1次答申の指摘事項を重点計画事項として列記する等下記のとおり改定する。

記

共通的事項

1 本計画の目的及び規制改革推進の基本方針

（1）本計画の基本目的

本計画は、近年、我が国が直面する経済のグローバル化、少子高齢化、情報通信技術革命（IT革命）、環境問題の深刻化等の構造的な環境変化に対応して、経済社会の構造改革を進めることにより、（1）経済活性化による持続的な経済成長の達成、（2）透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、（3）多様な選択肢の確保された国民生活の実現、（4）国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって、生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する観点から、行政の各般の分野について計画的に規制改革の積極的かつ抜本的な推進

を図ることを目的とする。

（2）本計画の基本的性格

上記の基本目的を達成するため、本計画においては、各行政分野について個々の規制のみならず関係する諸制度も含めた見直しを行うための中長期的な改革課題と改革の基本的な方向性を示すとともに、当面の改革事項として、第1次答申、これまでの行政改革推進本部規制改革委員会の見解、「経済構造の変革と創造のための行動計画」（平成12年（2000年）12月1日閣議決定）、「e-Japan重点計画」（平成13年（2001年）3月29日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）、内外からの意見・要望等により明らかにされた規制改革関連事項について、これを平成13年度（2001年度）から15年度（2003年度）までの3か年にわたって取り組む事項として確定することにより、その着実かつ達やかな実施を図ることとする。

（中略）

5 福祉等関係

（1）福祉等分野の基本方針

利用者本位の介護・保育サービスを実現するため、量的な拡大と質的な向上を目指し、公設民営方式の推進など、民間活力を生かした効率的なサービス提供が保証されるよう、多様な民間組織への支援の促

進、制度の充実のために新設、補強すべきシステム（情報公開・監視・第三者評価システム、資格制度など）の確立、利用者の選択を容易にするための制度の設計などの視点に立って、社会のニーズに沿った積極的な改革を推進する。

また、介護や保育サービスについては、既存の社会福祉法人を含めた多様な経営主体の間で、できる限り同一条件での競争を促していくとともに、近年、社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉法人に関する規制改革を一層推進していく。

なお、介護分野においては、介護保険制度全般の見直しを法律施行後5年を目途に検討することとされているが、直ちに是正し得る問題については、早急な取組を行う。

また、保育に関する規制改革の目的は、子どもたちの発達を保障する質の高い保育の供給を迅速に増やすために、子どもたちを守るための必要な規制を残した上で、不必要な規制を廃止することにある。

さらに、障害者施策分野においては、障害者のノーマライゼーションの理念の下、障害者が積極的に社会経済活動に参画できる社会づくりを進める。

年金分野においては、年金制度における公私の適切な役割分担を図りつつ、企業年金等の充実を図る。

（２）福祉等分野の重点事項

介護サービスの提供体制の改善

介護保険給付業務におけるIT化の促進、介護サービスの標準化の促進、介護サービスの情報公開の徹底、監視体制等の構築及び第三者評価等の事後的規制の整備や介護支援専門員の在り方の検討を行うことにより、介護サービス全般の質の向上に向けた提供体制の改善を図る。

介護サービスの競争促進

施設サービスと在宅サービスの負担の均衡を図る観点から、特別養護老人ホーム等の介護報酬に含まれるホテルコストの見直しを行うとともに、民間企業によるケアハウスの運営を促進する。

保育サービスの拡充と質的向上

公有財産の活用やPFI方式の活用などによる公設民営の促進、認可外保育施設に対する指導監

督に更なる徹底、第三者評価の推進、短時間勤務保育士を始めとする保育士に係る諸規制の一層の改革の検討を行うことにより、保育サービスの多様化、拡充、質の向上を図る。

社会福祉法人に関する規制の見直し

社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉協議会を含めた社会福祉法人に関する規制改革を一層推進する。

障害者の社会参加の促進

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。また、各種資格制度等における障害者に係る欠格条項について見直しを行い、所要の措置を講ずる。

(3) 個別事項

ア 介護

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
介護保険給付業務におけるIT化の促進 (厚生労働省)	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。	計画・福祉 ア a	逐次実施		
	b 介護サービスの利用者がWAMNET(福祉保健医療情報ネットワーク)等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。	計画・福祉 ア b	逐次実施		
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で、要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。	計画・福祉 ア c	検討	措置	
痴呆性高齢者に対する介護 (厚生労働省)	a 痴呆性高齢者の要介護認定における1次判定について必ずしも適切ではないケースがあるとの指摘があることから、このような痴呆性高齢者の要介護認定の問題の改善を進める。	計画・福祉 ア a	検討	結論	措置
	b 「高齢者痴呆介護研究センター」における痴呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	計画・福祉 ア b	逐次実施		
	c 痴呆性高齢者を抱える家族に対して専門家からの相談会が得にくい等の指摘があることから、「高齢者痴呆介護研究センター」における研究について、その総合的報告を待つのではなく、随時、得られた研究成果を医療・介護職員へフィードバックし、痴呆性高齢者介護における介護負担の緩和を図るとともに、痴呆性高齢者を抱える家族についての相談、カウンセリング等を実施するための研修・相談受付体制等を整備する。	計画・福祉 ア c	措置済		
	d 成年後見制度活用の普及を図るための支援方策を講ずる。	計画・福祉 ア d	措置済		
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	a 在宅で療養する要介護者等に対する介護サービスの充実を図る観点から、訪問介護について、その業務範囲をできる限り明示し、その周知徹底を図るとともに、訪問看護との連携など現場における具体的な対応事例を提示する。	計画・福祉 ア a	措置済		
	b 訪問看護の一層の充実を図り、在宅で療養する要介護者等に必要な訪問看護を提供されるよう努める。	計画・福祉 ア b	検討	結論	措置

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期	
			平成13年度	平成14年度 平成15年度
	c 要介護者の様々なケースに対応可能とするために、介護職の養成研修を一層充実させるなど、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職の資質の向上を図る措置を講じ、要介護者のニーズに的確にこたえることの可能な介護職の育成を図る。	重点・福祉 (カ計画・福祉アc)		措置
特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担 (厚生労働省)	特別養護老人ホーム入居者については、個室化の推進により居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護・食事に係る利用者負担のほか、ホテルコストを原則として利用者負担として徴収するよう見直す。また、そうした負担に耐えられない低所得者層については、一定の配慮を検討する。	重点・福祉 (ア計画・福祉ア)	検討	結論 措置(4月)
訪問介護の介護報酬における3類型の在り方等 (厚生労働省)	a 訪問介護における身体介護中心型、家事援助中心型、複合型の3類型を当てはめる際に判断に迷う例もあること等を踏まえ、介護保険制度の見直しの際には、この3類型の区分の在り方そのものについて検討し、所要の措置を講ずる。 b 利用者との契約内容を明確化するとともにヘルパーのサービス水準を確保するため、標準的なサービス行為の内容や手順のパッケージを示したガイドライン(平成12年3月17日厚生省通知老計第10号)の周知や、必要に応じた充実を図るとともに、利用者ごとにサービス事業者が作成する訪問介護計画について、例えば、こうしたサービス行為のパッケージの記載の奨励など、その内容の一層の明確化を検討する。	計画・福祉 アa	検討	結論 措置
訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段等 (厚生労働省)	訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段も含め、契約に係る重要事項の説明等を、事業者から利用者に対して十分に行うことを徹底する。	計画・福祉 ア	検討	結論 措置
利用者保護のための監視体制の構築 (厚生労働省)	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。	計画・福祉 ア	検討	結論 措置
サービスの質の向上のための取組 (厚生労働省)	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行うとともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。	計画・福祉 ア	検討	結論 措置

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
介護支援専門員の在り方 (厚生労働省)	a 介護支援専門員の現在研修事業等を推進するとともに、その内容について不断の見直しを行う。	計画・福祉 ア a	検討	措置	
	b 個々の介護支援専門員の資質の向上への取組のほか、介護支援専門員がケアマネジメントの業務に極力専念できるよう、介護支援専門員を支援するための体制整備を図る。	計画・福祉 ア b	一部措置済	措置	
	c 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持てるようにするための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討し、所要の措置を講ずる。	計画・福祉 ア c	検討	逐次実施	
	d 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	計画・福祉 ア d	検討	逐次実施	
施設介護サービスへの民間企業の参入 (厚生労働省)	民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、関係通知の改正により、公的部門や社会福祉法人以外の株式会社等が、都道府県知事の許可によって設置・経営主体となり得ることとする。 【平成13年11月、平成14年1月厚生労働省老健局長通知】	重点・福祉 (カ) 計画・福祉ア)	措置済		
PFI法を活用した公設民営方式の推進 (厚生労働省)(内閣府)	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者に使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。	重点・福祉 (キ)	一部措置済 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(平成13年法律第151号)(3年12月施行)	逐次実施	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
			【平成14年1月23日厚生労働省発社援第0123001号】		
生活支援型の生活拠点の推進 (厚生労働省)	ケアハウスや高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)、有料老人ホームなど日常生活の支援機能を有する生活拠点について、将来展望を踏まえ整合性のとれた規制改革の在り方を検討し、所要の措置を講ずる。 【平成13年11月、平成14年1月関連通知を改正】	計画・福祉 ア	措置済		
痴呆性高齢者グループホーム等の情報公開等の推進 (厚生労働省)	a 痴呆性高齢者グループホームのような介護サービスについて、地域に密着したNPO法人等の施設整備の資金調達を容易にする。 【平成13年8月厚生労働省老健局長通知】	計画・福祉 ア	措置済		
	b 密室性が高く、利用者保護の体制整備が特に求められる痴呆性高齢者グループホームにおけるケアの質を確保するために、情報公開等を推進する。	重点・福祉 (エ)	措置済		
介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等 (厚生労働省)	公的機関(社会福祉法人、民間企業等)といった経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たさせるとともに、第三者評価を推進する。また、消費者利益の観点から、その運営に関する監視体制の強化を図る。	重点・福祉 (オ)	一部措置済	逐次実施	
介護と医療との連携のための諸規制の改革 (厚生労働省)	a 特別養護老人ホームの全室個室・ユニットケア化といった居住条件の改善を進める中で、介護老人保健施設についても、入所者にとっての生活の場である特別養護老人ホームとは性格が異なることにも留意しながら、療養環境の改善を図る。	重点・福祉 (キ)		措置	
	b 医療保険と介護保険が重複して適用され得るサービスについては、介護保険が適用されると医療保険からの給付は受けられない仕組みとなっているものの、一部の医療サービスについては、主治医の「特別指示書」があれば、2週間は医療保険からの給付が受けられるため、本制度が濫用されているとの指摘もあることから、こうしたサービスに関する医療保険給付の適用範囲については、一層の周知徹底を行う。	重点・福祉 (キ)	措置済		
介護ICカードの検討 (厚生労働省)	介護保険の被保険者証について、ICカードを活用して、支給限度管理を行えるよう、事業者間のデータ交換、共有等が問題なく行えるような相互交換性を確保することについて検討し、モデル事業を実施する。	計画・福祉 ア	検討	検討	結論、措置

イ 保育

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立保育所の民間への運営委託等の促進 (厚生労働省) (内閣府)	a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事東上の行為として民間事業者に委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。 【3年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知】	計画・福祉イ	逐次実施		
	b 学校の余剰教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。	重点・福祉 ⅹⅲ	一部措置済 【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)】 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(平成13年法律第151号)】 (13年12月施行)	逐次実施	
保育士に関する諸規制の改革 (厚生労働省)	a 保育士の質を維持・向上する観点から、保育士の卒後研修について、研修内容をインターネットで提供すること等現在の保育士が学びやすい仕組みを構築する。	重点・福祉 ⅹⅲ 計画・福祉 a)	措置済		
	b 保育需要の多様化、増大に柔軟に対応できるようにするため、また、離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることに資するため、短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟に行えるよう、短時間勤務保育士は各保育所に配置すべき保育士定数の2割以内などとしている規制の一層の緩和を検討する。	重点・福祉 ⅹⅲ 計画・福祉 b)	検討	措置	
	c 認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でない者が保育士を称することを禁止する(保育士の名称独占等)等の措置を講ずる。 【児童福祉法の一部を改正する法律案(平成13年法律第135号)】	重点・福祉 ⅹⅲ 計画・福祉 a)	法案成立、公布	措置(公布後2年以内に施行予定)	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期	
			平成13年度	平成14年度 1平成15年度
保育サービスの利用者に対する直摸補助方式の導入 (厚生労働省)	平成9年の児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討する。 また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討する。	重点・福祉 2) 計画・福祉()	可否について長期的に検討	
保育所に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省)	認可保育所においても保育の質・内容は多様であり、利用者が安心して保育所を選ぶことが可能になるだけでなく、運営側もそれを参考に更なるサービスの質の向上が図れるよう、現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開を進める。また、第三者評価については、ガイドラインを作成し、その取組を促進する仕組みを整備する。	重点・福祉 2) 計画・福祉イ)	措置済(ガイドライン作成)	措置(ガイドライン作成以外)
夜間保育、休日保育の推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	計画・福祉イ	新エンゼルプラン(平成11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進	
認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 (厚生労働省)	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分周の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。	重点・計画 2) 計画・福祉イ)	直ちに検討に着手、逐次実施	
	b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。	重点・福祉 2) 計画	一部措置済	逐次実施
保育所への株式会社等の参入の促進 (厚生労働省)	民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図り、会計処理の柔軟化を進める。	重点・福祉 2) 計画	措置済	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
⑧認可外保育施設に対する指導監督の徹底 (厚生労働省)	a 第153回国会において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。 【児童福祉法の一部を改正する法律案(平成13年法律第135号)】	重点・福祉 (2)エ	逐次実施 (13年11月法案成立、公布。公布後1年以内に施行予定)		
	b 保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	重点・福祉 (2)エ	逐次実施		
⑨保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化 (厚生労働省) (文部科学省)	就学前児童の保育と教育の多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設との施設の共用化(文部省・厚生省による平成10年の指針)を促進するとともに、保育所と幼稚園の連携事例を情報提供することなどにより、運営や施設利用の面で一層連携を深める。ただし、運営においては現在の親の就労や子育ての実態に即し、社会のニーズにこたえるものにする。また、多様な保育ニーズにこたえる観点から、幼稚園における預かり保育の拡充を図る。	重点・福祉 (2)カ	措置済		
⑩放課後児童の受入れ体制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	重点・福祉 (2)ケ		逐次実施	

ウ 障害者施策

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
①バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。	計画・福祉 ウ①	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
②社会福祉事業の利用方式 (厚生労働省)	障害者等の利用者が社会福祉サービスを選択できる制度を、事業の性格等に応じ導入する。 【社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年第111号）】	計画・福祉ウ②			措置（4月施行予定）
③障害者に係る欠格条項の見直し (関係府省)	各種資格制度等における障害者に係る欠格条項については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月9日障害者施策推進本部決定）に基づき、対象63制度について平成14年度末までに見直しを終了する。 （平成13年度において成立した見直しのための法律等） 【障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律（平成13年法律第87号）】 【自動車等の運転免許については、道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）】 【風俗営業の許可等については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）】 【国土交通省関係の資格（動力車操縦者、海技従事者、水先人、航空機に乗り組んでその運行を行う者）については、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令（平成13年国土交通省令第152号）、水先法施行規則及び船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成13年国土交通省令第137号）及び航空法施行規則の一部を改正する省令（平成13年国土交通省令第118号）】 【国家公務員の就業禁止（船員）については、人事院規則10-8の一部を改正する人事院規則（人事院規則10-8-1）】 （その他、障害を欠格事由とする免許制度等を有する5省庁（警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）が所管する計8本の法律を一括し、第154回国会に障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案を提出。また、警察庁は、警備業法の一部を改正する法律案、環境省は、狩猟免許について鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案を第154回国会に提出）	計画・福祉ウ③	一部措置済 （47制度について見直し）	措置	
④障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)	支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、介護保険制度の見直しと合わせ、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。	重点・福祉(1)ク			平成15年度からの支援費制度の施行状況を踏まえつつ、直ちに検討を開始し、結論を得る。

エ 社会福祉法人

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
①社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し (厚生労働省)	既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。また、担当行政部門間の円滑な調整を図り、行政の不整合をなくし、社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図る。	重点・福祉 (3)ア	一部措置済	必要に応じて逐次実施	
②社会福祉法人の在り方の見直し (厚生労働省)	a 社会福祉法人の在り方について、現行の方式だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り方について検討を開始する。	重点・福祉 (3)イ	結論		
	b 社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、関係通知(平成5年)を、例えば、以下の点について早急に検討すべきである。 (a) 本部会計への繰入れの対象範囲、人件費・修繕費・備品等購入引当金等の上限 (b) 社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れ (c) 社会福祉法人が本来の施設に加え、公的補助の対象とならない追加的な施設を整備する場合、それを担保に借入れを行うこと		早急に検討		結論
③社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 (厚生労働省)	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人について株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図る。また、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。	重点・福祉 (3)ウ	一部措置済	必要に応じて逐次実施	
④社会福祉協議会の役割の見直し (厚生労働省)	平成12年に改正された社会福祉法に、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いきにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。	重点・福祉 (3)エ	一部措置済	必要に応じて逐次実施	

(後略)